

八戸圏域水道企業団単品スライド条項の運用基準

制 定 令和5年1月25日

八戸圏域水道企業団発注の建設工事において、特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内価格に著しい変動を生じ、受注者から請負代金額の変更請求があった場合については、「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月19日付け国土交通省制定)」により適正に処理するものとするが、「工事請負契約約款第26条第5項(以下「単品スライド条項」という。)」に基づく、請負代金の変更額算定のための積算上の取扱い等について定めたので、これによるものとする。

1 適用対象材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とし、材料及び品目の適用にあたっては、受発注者協議して定めるものとする。

2 価格変動後における単価の算定方法

- (1) 単品スライド額の算定に用いる各対象材料の各月の実勢価格は「青森県県土整備部設計単価決定要領」5. 1)物価資料により単価を決定する場に基づき、決定するものとする。

3 請負代金額の変更手続

- (1) 請負代金額変更手続の様式は別紙のとおりとする。

附 則

- (1) この運用基準は、令和5年2月1日より施行する。
- (2) 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用基準(平成20年8月8日制定)及び工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の減額になる場合の運用基準(平成21年3月4日制定)は、廃止する。